

## 兵庫県の雇用失業情勢等について

平成 29 年 12 月 22 日

兵 庫 労 働 局

## 【配付資料】

- ① 最近の雇用失業情勢の概要（平成 29 年 10 月） . . . . . 1
- ② 一般職業紹介状況（平成 29 年 10 月） . . . . . 2
- ③ 高齢者に対する雇用対策の推進 . . . . . 6
- ④ 子育て女性等に対する雇用対策の推進 . . . . . 7
- ⑤ 子育て女性等に対する職業能力開発の推進 . . . . . 8
- ⑥ 平成 30 年 1 月から専門実践教育訓練給付金が拡充されます . . . . . 9

# 最近の雇用失業情勢の概要（平成 29 年 10 月）

基調判断 「県内の雇用失業情勢は、改善が進んでいる」

（平成 29 年 5 月からの判断）

## 1 有効求人倍率

◎ 平成 29 年 10 月の有効求人倍率は 1.31 倍 となり、前月より 0.01 ポイント上昇しました。（近畿 1.49 倍）

- 有効求人数は、97,480 人で、前月に比べて 0.1% の増加
- 有効求職者数は、74,206 人で、前月に比べて 0.7% の減少
- 新規求人倍率は、2.02 倍で、前月に比べて 0.18 ポイントの増加

◎ 職種別の状況（構造的ミスマッチが固定化）

就職希望者が多い事務職では求人倍率が低調  
人手不足分野における職種では求人倍率が高い

常用 0.38 倍、正社員 0.23 倍

建設関連	常用 4.25 倍、正社員 4.14 倍
介護サービス関連	常用 3.87 倍、正社員 2.42 倍
社会福祉（保育含む）	常用 2.61 倍、正社員 2.12 倍
自動車運転の職業	常用 2.28 倍、正社員 1.86 倍
保安の職業	常用 6.52 倍、正社員 3.90 倍

## 2 正社員等の状況

◎ 平成 29 年 10 月の正社員の有効求人倍率は 0.86 倍、平成 22 年 6 月以降、89 ヶ月連続して前年同月を上回りました。（全国 1.03 倍）

- 正社員の有効求人数は、40,808 人で、前年同月に比べて 11.1% の増加
- 有効求職者のうち常用フルタイムを希望する求職者数は、47,538 人で、前年同月に比べて 7.2% の減少

◎ 労働力を確保する上で、非正規から正規への振替の動きがみられ、特に「運輸・建設」が顕著である。

## 一般職業紹介状況(平成29年10月)

### 《新規求人》

- 10月の新規求人(原数値)は前年同月比5.1%増となり、25ヶ月連続して前年同月を上回った。  
これを産業別にみると、建設業(10.2%増)、製造業(10.0%増)、運輸業、郵便業(8.0%増)、卸売業、小売業(6.6%増)、生活関連サービス業、娯楽業(1.1%増)、医療、福祉(3.7%増)、サービス業(13.8%増)は増加したが、学術研究、専門・技術サービス業(2.5%減)、宿泊業、飲食サービス業(7.6%減)は減少した。

### 《新規求職》

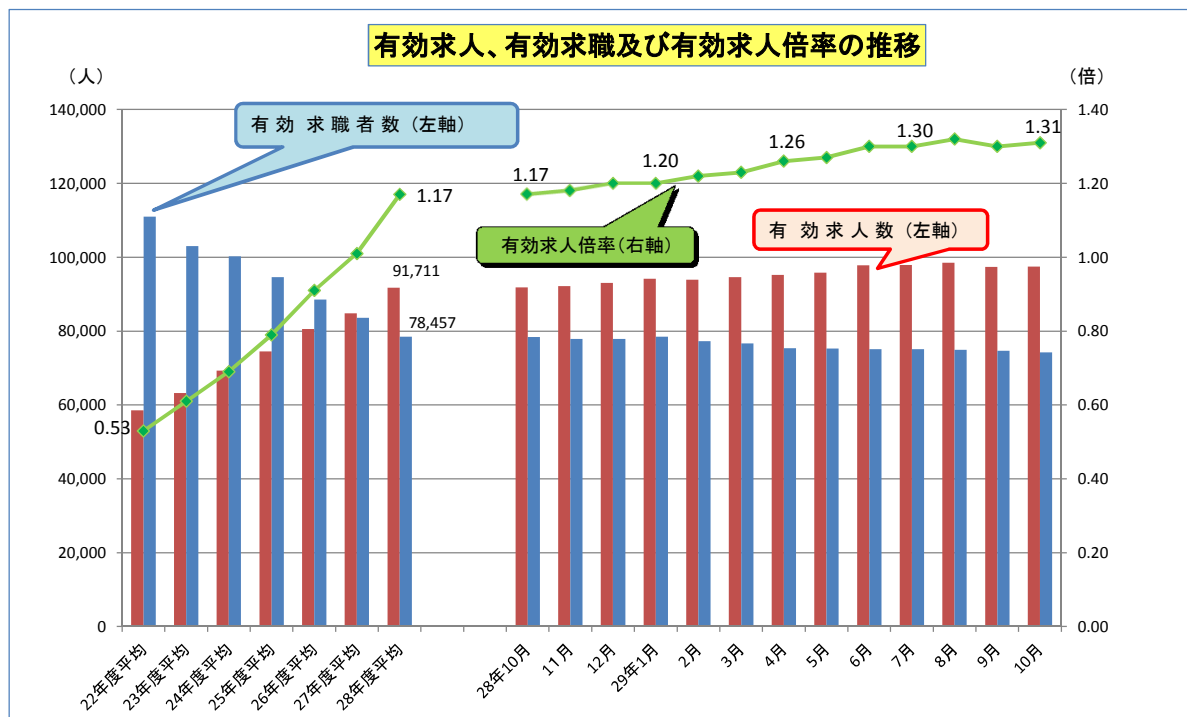
- 10月の新規求職(原数値)は前年同月比3.3%減となり、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。  
このうち、常用求職者の就業・不就業を態様別にみると、在職者(0.5%減)は2ヶ月ぶりに減少、事業主都合離職者(15.2%減)は22ヶ月連続、自己都合離職者(4.9%減)は23ヶ月連続及び無業者(13.5%減)は70ヶ月連続して減少となった。

### 《正社員の有効求人倍率》

- 10月の正社員の有効求人倍率は0.86倍となり、前年同月を0.14ポイント上回った。

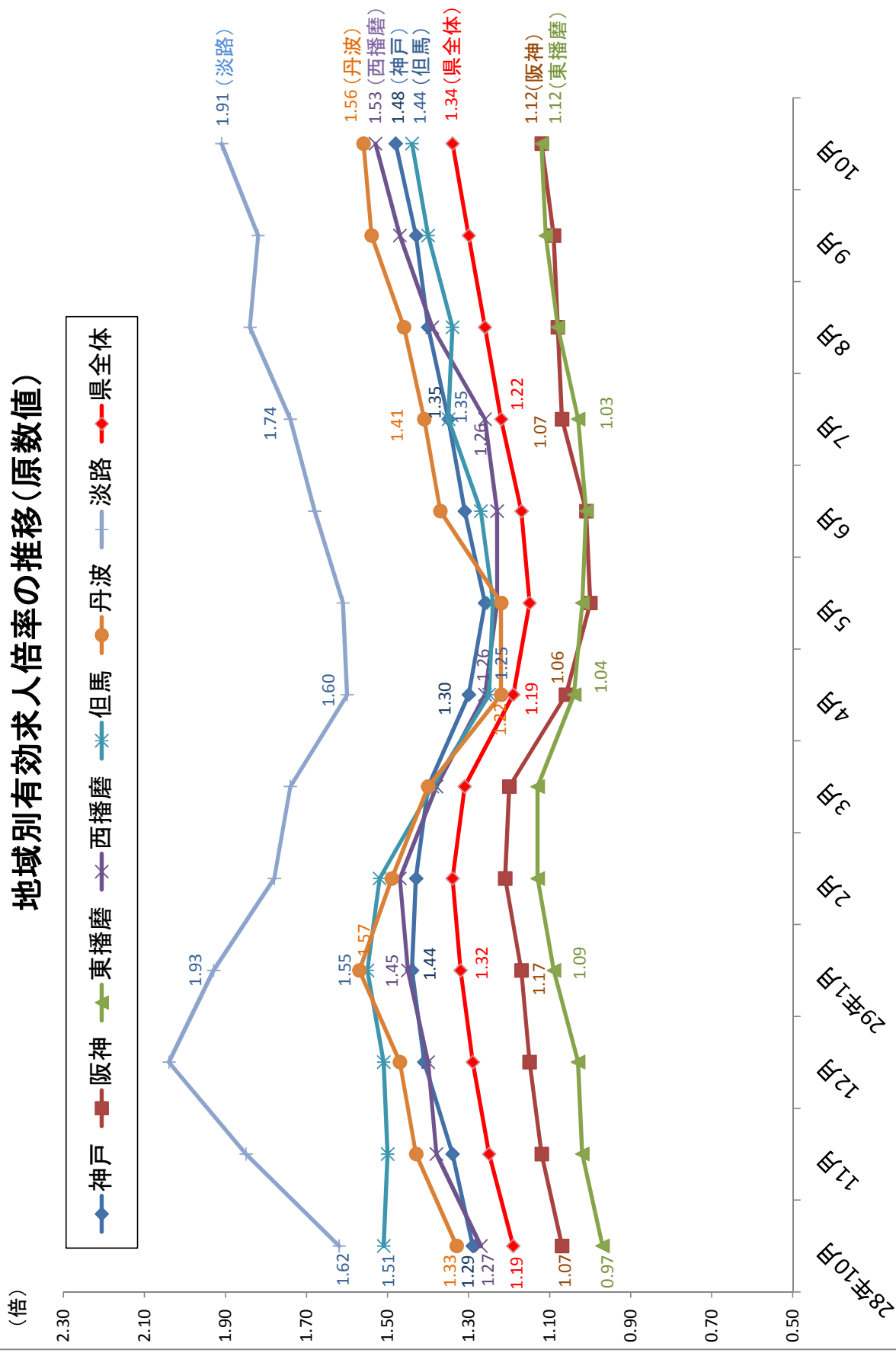
### 《就職の状況》

- 10月のハローワークの紹介による就職件数(全数)は5,592件で、前年同月比0.2%増となった。



(注) 年度別の数値は原数値で月別の数値は季節調整値である。平成28年12月以前の数値は、平成29年1月分公表時に新季節調整指数により改訂されている。

# 地域別有効求人倍率の推移(原数値)



常用求人・求職バランスシート【一般及びパートの合計】【平成29年10月】

職業分類	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	充足率(%)
<b>A 管理的職業</b>	316	280	1.13	10.4
<b>B 専門的・技術的職業</b>	17,561	9,902	1.77	11.6
07 開発技術者	658	418	1.57	7.1
08 製造技術者	389	1,083	0.36	17.4
09 建築・土木・測量技術者	1,721	435	3.96	5.4
10 情報処理・通信技術者	774	730	1.06	5.2
11 その他の技術者	99	56	1.77	16.1
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	882	244	3.61	4.8
13 保健師、助産師、看護師	4,136	1,704	2.43	12.4
14 医療技術者	2,105	531	3.96	6.6
15 その他の保健医療の職業	821	628	1.31	13.8
16 社会福祉の専門的職業	4,631	1,776	2.61	15.0
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	314	711	0.44	18.7
05、06、17～21、23、24 その他の専門的職業	1,031	1,586	0.65	20.5
<b>C 事務的職業</b>	8,468	22,105	0.38	33.6
25 一般事務の職業	5,772	18,842	0.31	37.0
26 会計事務の職業	696	1,192	0.58	33.3
27 生産関連事務の職業	757	398	1.90	25.0
28 営業・販売関連事務の職業	855	1,337	0.64	24.8
29 外勤事務の職業	87	10	8.70	0.0
30 運輸・郵便事務の職業	200	90	2.22	14.9
31 事務用機器操作の職業	101	236	0.43	44.4
<b>D 販売の職業</b>	9,626	6,547	1.47	8.2
32 商品販売の職業	5,721	3,759	1.52	7.5
33 販売類似の職業	375	89	4.21	5.7
34 営業の職業	3,530	2,699	1.31	9.7
<b>E サービスの職業</b>	21,041	7,890	2.67	10.2
35 家庭生活支援サービスの職業	203	45	4.51	20.4
36 介護サービスの職業	9,443	2,443	3.87	8.3
37 保健医療サービスの職業	1,355	560	2.42	22.0
38 生活衛生サービスの職業	1,281	542	2.36	8.8
39 飲食物調理の職業	4,312	1,861	2.32	11.1
40 接客・給仕の職業	3,317	1,281	2.59	6.6
41 居住施設・ビル等の管理の職業	276	537	0.51	34.9
42 その他のサービスの職業	854	621	1.38	13.4
<b>F 保安の職業</b>	2,830	434	6.52	9.7
<b>G 農林漁業の職業</b>	434	272	1.60	34.9
<b>H 生産工程の職業</b>	9,431	5,507	1.71	21.0
49 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	79	106	0.75	19.0
50 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	196	105	1.87	42.3
51 生産設備制御・監視の職業(機械組立)	150	116	1.29	0.0
52 金属材料製造、金属加工金属溶接・溶断の職業	2,258	887	2.55	24.9
54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	3,022	1,611	1.88	25.2
57 機械組立の職業	1,194	1,256	0.95	14.0
60 機械整備・修理の職業	1,215	410	2.96	8.9
61 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	149	74	2.01	29.8
62 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	254	102	2.49	37.5
63 機械検査の職業	343	78	4.40	16.0
64 生産関連・生産類似の職業	571	762	0.75	16.5
<b>I 輸送・機械運転の職業</b>	4,403	2,342	1.88	20.8
65 鉄道運転の職業	0	7	0.00	-
66 自動車運転の職業	3,532	1,546	2.28	19.6
67 船舶・航空機運転の職業	1	8	0.13	-
68 その他の運輸の職業	320	367	0.87	23.6
69 定置・建設機械運転の職業	550	414	1.33	26.9
<b>J 建設・探掘の職業</b>	3,135	738	4.25	7.3
70 建設躯体工事の職業	541	52	10.40	2.8
71 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	999	239	4.18	10.0
72 電気工事の職業	556	239	2.33	5.5
73 土木の職業	1,035	205	5.05	7.9
74 探掘の職業	4	3	1.33	0.0
<b>K 運搬・清掃・包装等の職業</b>	8,848	11,763	0.75	20.5
75 運搬の職業	2,458	1,637	1.50	22.6
76 清掃の職業	3,395	1,537	2.21	16.2
77 包装の職業	369	98	3.77	44.0
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	2,626	8,491	0.31	22.1
<b>分類不能の職業</b>	0	6,809	0.00	-
<b>職業計</b>	86,093	74,589	1.15	15.4

参考

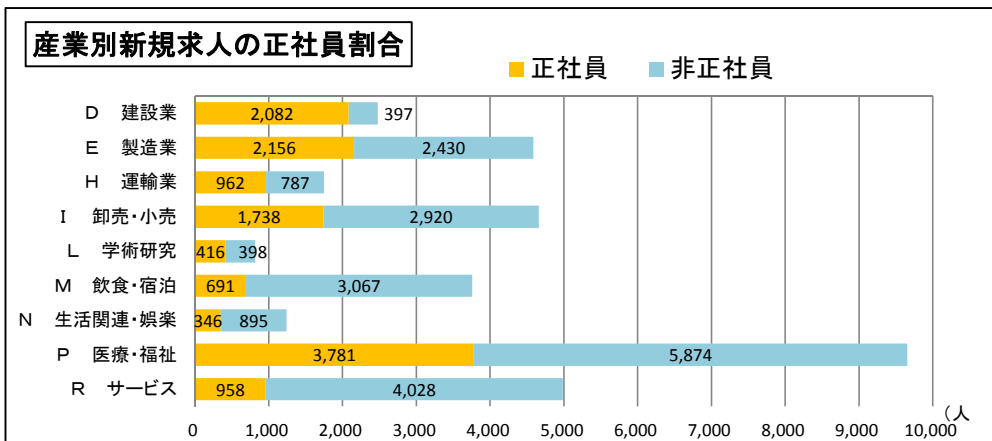
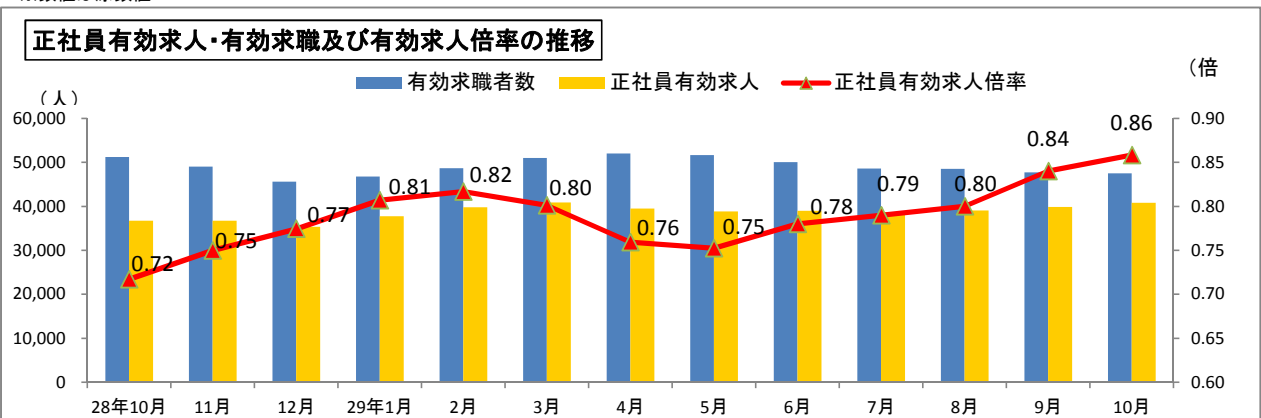
IT関連職業合計	2,157	2,092	1.03	12.4
福祉関連職業合計	17,666	5,228	3.38	9.8
福祉関連職業のうち介護関係	12,231	3,199	3.82	9.4

※ 数値は原数値

## 正社員等の状況

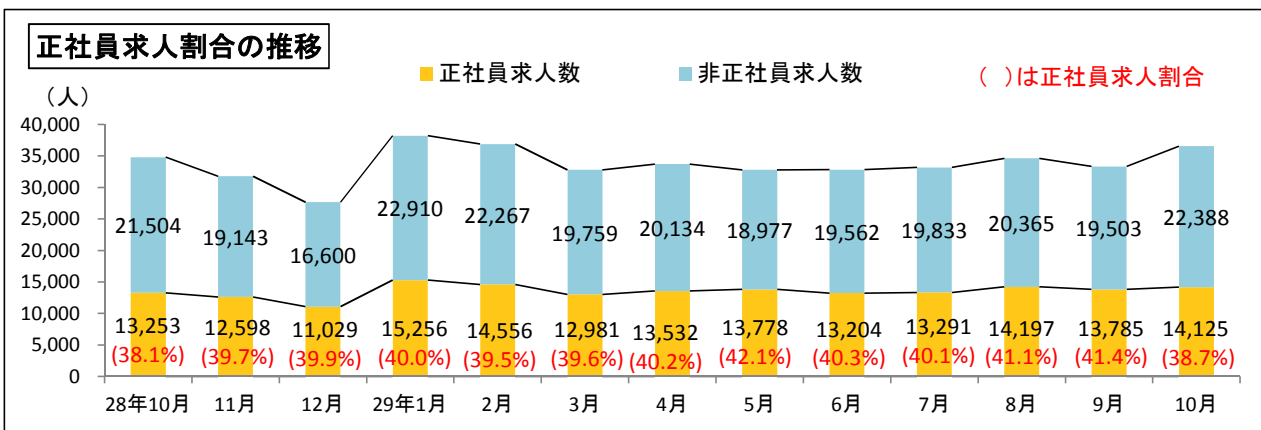
	28年10月	11月	12月	29年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
新規正社員求人	13,253	12,598	11,029	15,256	14,556	12,981	13,532	13,778	13,204	13,291	14,197	13,785	14,125
前年同月比	▲ 0.6	11.2	9.4	7.9	14.5	9.8	9.9	17.4	10.5	7.2	11.9	9.9	6.6
有効正社員求人	36,731	36,743	35,313	37,729	39,780	40,879	39,506	38,878	38,956	38,608	39,028	39,886	40,808
前年同月比	5.8	7.4	7.4	10.3	11.4	12.7	13.4	14.5	13.8	12.3	11.4	10.7	11.1
有効求職者	51,218	49,004	45,602	46,757	48,696	51,018	52,035	51,665	50,031	48,625	48,519	47,695	47,538
前年同月比	▲ 9.3	▲ 8.6	▲ 8.0	▲ 6.8	▲ 8.0	▲ 8.6	▲ 8.6	▲ 7.2	▲ 7.8	▲ 7.4	▲ 7.7	▲ 7.3	▲ 7.2
正社員の有効求人倍率	0.72	0.75	0.77	0.81	0.82	0.80	0.76	0.75	0.78	0.79	0.80	0.84	0.86
前年同月差	0.11	0.11	0.11	0.13	0.15	0.15	0.15	0.14	0.15	0.14	0.13	0.14	0.14

※「正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の非正社員以外の者である。  
 ※有効求職者は常用フルタイム有効求職者数。  
 ※数値は原数値



### 【平成29年10月】

産業	正社員割合 (%)
D 建設業	84.0
E 製造業	47.0
H 運輸業	55.0
I 卸売・小売	37.3
L 学術研究	51.1
M 飲食・宿泊	18.4
N 生活関連・娯楽	27.9
P 医療・福祉	39.2
R サービス	19.2



※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数  
 ※常用フルタイム有効求職者数にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

# 高齢者に対する雇用対策の推進

## ◆ 高齢者の雇用状況

(1) 高齢者雇用機会確保措置の実施状況（平成29年6月1日現在）

31人以上規模企業数	雇用機会確保措置 実施済み企業数	希望者全員が65歳以上 まで働ける企業数	70歳以上まで 働ける企業数
5,362社	5,331社（99.4%）	3,919社（73.1%）	1,120社（20.9%）

※（ ）内は全企業に占める割合

(2) 65歳以上の新規求職者数の推移

H28年度	H23年度
21,972人（10.2%）	13,917人（4.9%）

5年間で65歳以上の求職者は大幅に増加

※（ ）内は全求職者に占める割合

## ◆ 高齢者の雇用対策

- (1) 企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進
  - ・ 高齢者雇用機会確保措置未実施企業 31社（平成29年6月1日現在）に対する指導の実施
  - ・ 65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う企業に対する助成金（65歳超雇用推進助成金）の活用
- (2) 高齢者の再就職の支援
  - ・ 県内5か所（神戸、灘、明石、姫路、西神）のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上の高齢者に対する就職支援を強化
  - ・ ハローワーク等の紹介により、65歳以上の高齢者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主への助成金の活用  
平成29年9月末現在  
「特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）」 223件
- (3) 高齢者の多様な就業機会の確保
  - ・ シルバー人材センター業務のうち、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする要件緩和等によるシルバー人材センターの機能の拡充

生涯現役支援窓口における65歳以上の就職件数

H28年度	H29年度
319人	363人

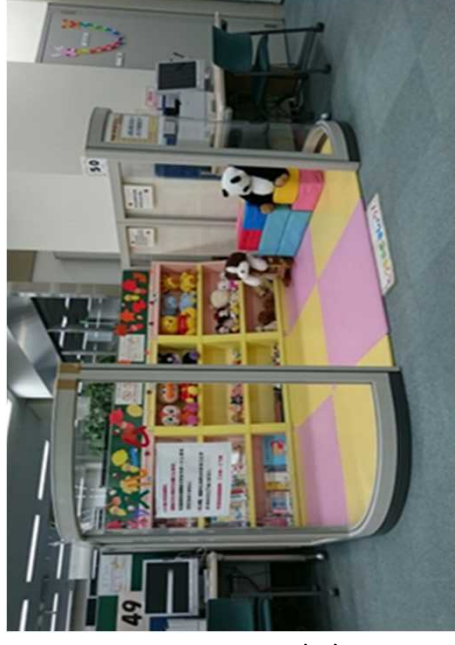
※H29年度は10月末現在



## 子育て女性等に対する雇用対策の推進

- ◆ 県内8か所に、マザーズハローワーク事業の拠点の設置  
(マザーズハローワーク1か所、マザーズコーナーナー7か所)
  - 子供連れで来所しやすい環境(キッズコーナーやベビーカーの設置等)を整備
  - 子育てを行いながら就職を希望する女性、母子家庭の母親等に対する支援の充実
    - ・ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
    - ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保
    - ・ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ◆ 兵庫県との一体的実施事業として「女性就業相談室」の設置  
国は職業相談員・就職支援ナビゲーターを、兵庫県は女性就業支援員・保育支援員を配置し、再就職・起業等に向けた個別相談から各種セミナーの開催、職業相談・職業紹介までワンストップで支援を実施



マザーズハローワーク三宮「キッズコーナー」

(マザーズハローワーク事業の実績) 支援対象者：1,623人 就職率：95.0% (平成29年10月末現在)  
(女性就業相談室の実績) 利用者数：2,672人 就職件数：122件 (平成29年10月末現在)

## 子育て女性等に対する職業能力開発の推進

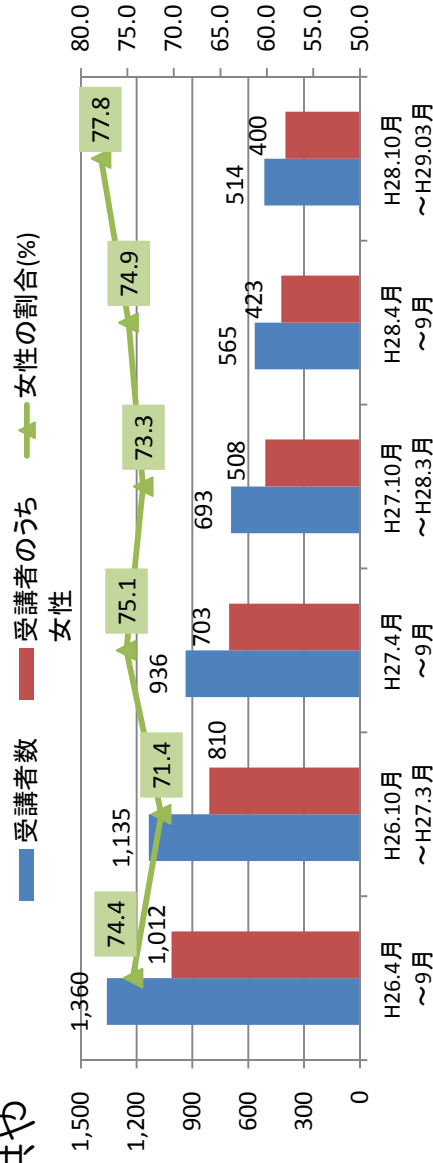
- (1) 女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援などの充実
- ・ 離職によるブランクに対応するため、再就職に資する実践的な訓練コースを設定
  - ・ 育児等の時間に配慮し、一日の訓練時間を短くした短時間訓練や託児サービス付き訓練の推進
  - ・ 雇用保険の受給資格者が職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用した場合、費用の一部を支給
  - ・ 雇用保険の被保険者（又は被保険者であった方）が専門実践教育訓練を受講し修了した場合、かかった費用の一部を支給
- 【平成30年1月から支給率が60%が70%に引上げ】  
 教育訓練経費の40%が50%へ  
 資格取得等した場合 さらに20%

H28年度	H29年度
504件 (56.7%)	120件 (61.7%)

専門実践教育訓練給付の受給資格確認件数

※（ ）内は女性が占める割合

### 求職者支援訓練における女性の占める割合



### (2) 公的職業訓練に関する確な情報提供や

- 適切な受講あっせん
- ・ 子育て等の女性に対し、個々の状況に応じたきめ細やかなキャリア・コンサルティングを実施
  - ・ マザーズハローワークにおいては、職業訓練受講給付金の支給、訓練修了者に対する就職支援も含めたワンストップでのサービスを推進

# 平成30年1月から 専門実践教育訓練給付金が拡充されます

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から、  
教育訓練給付金の **1. 支給率** **2. 上限額** **3. 支給対象者の要件\*** が変わるとともに、  
失業中の方のための **4. 「教育訓練支援給付金」の支給額\*** も拡充されます。 \*裏面参照

## 1. 支給率

40% → 50%

受講者が支払った教育訓練経費の**50%**（資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の**20%**（合計**70%**））の支給となります。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練は、これまでどおり教育訓練経費の**40%**（資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の**20%**（合計**60%**））

## 2. 上限額（年間）

32万円 → 40万円

支給の上限額は、**年間40万円**（資格取得等した場合、**年間56万円**）となります。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給の上限額は、これまでどおり**年間32万円**（資格取得等した場合、**年間48万円**）

注）・訓練期間が2年間の場合の支給の上限額は80万円（資格取得等した場合、112万円）、3年間の場合の支給の上限額は120万円（資格取得等した場合、168万円）となります。  
・10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受給した専門実践教育訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の合計額は、168万円が限度となります。

### <支給額の比較> 【例】訓練期間：2年間 / 入学料：10万円 / 6か月ごとの受講料：40万円

- ◆教育訓練経費とは、受講者が教育訓練施設に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。
- ◆専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとの期間で支給額を決定します。  
下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第4期としています。

【これまで】支給額 = 教育訓練経費 × 40% 支給の上限額 = 年間32万円 (資格取得等した場合48万円)			【変更後】支給額 = 教育訓練経費 × 50% 支給の上限額 = 年間40万円 (資格取得等した場合56万円)			
	教育訓練経費	支給額		教育訓練経費	支給額	
第1期	50万円 (入学料含む)	20万円	→	第1期	50万円 (入学料含む)	25万円
第2期	40万円	12万円 (※1)		第2期	40万円	15万円 (※3)
第3期	40万円	16万円		第3期	40万円	20万円
第4期	40万円	16万円		第4期	40万円	20万円
資格取得等 した場合	—	32万円 (※2)		資格取得等 した場合	—	32万円 (※4)
合計	170万円	96万円	合計	170万円	112万円	

- ※1 40万円×40%=16万円だが、第1期と合わせた年間の上限が32万円であるため、32万円-20万円=12万円
- ※2 170万円×20%=34万円だが、資格取得等した場合の上限が96万円であるため、96万円-64万円=32万円
- ※3 40万円×50%=20万円だが、第1期と合わせた年間の上限が40万円であるため、40万円-25万円=15万円
- ※4 170万円×20%=34万円だが、資格取得等した場合の上限が112万円であるため、112万円-80万円=32万円

### 3. 支給対象者の要件の緩和について

#### 平成29年12月31日までの支給対象者の要件

専門実践教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方です。

#### ① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者の方のうち、**支給要件期間**(※5)が**10年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上)ある方

#### ② 雇用保険の被保険者であった方

専門実践教育訓練の受講開始日に被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内(※6)であり、かつ**支給要件期間**が**10年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上)ある方

◆ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに**10年以上**経過していることが必要です。

※5 支給要件期間とは、受講開始日までの間に被保険者等として雇用された一定の要件を満たす期間をいいます。

※6 離職日の翌日以降1年間のうちに妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合は、ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付金の対象となり得る期間(以下、「適用対象期間」といいます。)を**最大4年**まで延長することができます。

#### 改正後の支給対象者の要件

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から適用されます。

#### 改正点 a

①、②ともに、**支給要件期間が3年以上**(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については**2年以上**)ある方は支給対象となります。

#### 改正点 b

平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合であっても、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに**3年以上**経過している方は支給対象となります。

#### 改正点 c

適用対象期間については、受講を開始できない日数分を延長し、延長後の期間が4年を超える場合は、最大4年までしか延長できませんでしたが、平成30年1月1日以降、**最大20年**まで延長が可能になります。

### 4. 失業中の方に支給する「教育訓練支援給付金」の拡充について

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練(※7)からは、45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方が対象となる「教育訓練支援給付金」の支給額は、基本手当日額に相当する額の**80%**となります。

※7 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、これまでどおり基本手当日額に相当する額の**50%**となります。

専門実践教育訓練給付金の受給資格確認手続きにはマイナンバーの記載が必要です。

専門実践教育訓練給付金の支給要件や申請手続きの詳細は、リーフレット「専門実践教育訓練の給付金のご案内」をご覧ください。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん